

# 板柳町へ移住される子育て世帯の

## 住宅取得費の一部を補助します

### ～板柳町子育て世帯定住サポート事業のご案内～

町は、子育て世帯の定住を促進し、活力あるまちづくりを推進するため、町外から転入し当町へ定住する子育て世帯に対して、戸建て住宅の新築又は購入をする場合にかかる経費の一部を補助します。

**【補助限度額】 100万円**（町内業者と契約の場合**120万円**）

**【補助率】** 新築：取得経費の**5%**（町内業者と契約の場合**6%**、建売住宅含む）

中古：購入経費の**5%**（町内業者と100万円以上のリフォーム契約の場合**6%**）

※補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てます。

#### 1. 助成対象者（以下の全てを満たすこと）

- 平成28年4月1日以降に、住宅の取得に係る契約を締結の上、住宅を新築又は購入し、町外から定住する方
- 中学生以下の子と同居している方若しくは妊娠している方又は配偶者が妊娠している方
- 補助金の交付の確定を受けた日から10年以上継続して定住をする方
- 転入前の住所地における市区町村税等に滞納がない方
- 町内会に加入する方

ただし、以下に該当する方は対象外とします。

- 本町に転入する日を起算日として、転入前3年の間に本町に住所を有している方
- この補助金の交付を受けたことのある方
- 板柳町暴力団排除条例（平成24年板柳町条例第10号）に規定する暴力団員

裏面に続く

## 2. 補助対象住宅（以下の全てを満たすこと）

- 自己の居住の用に供する1戸建ての住宅であること（店舗、事務所等を併用するもの（以下「併用住宅」という。）を含む。）。
- 自己の居住の用に供する部分の床面積が50平方メートル以上で、床面積の2分の1以上が居住の用に供されていること。
- 台所、トイレ、浴室及び居室を備えていること。
- 併用住宅にあっては、公序良俗に反するおそれがないこと。
- 建築基準法、都市計画法その他の法律、条例等の規定に基づく指導及び勧告に従った措置が講じられていること。

ただし、以下に該当するものは対象外とします。

- 契約書を交わさないで取得する住宅
- 補助金の交付を受けようとする者が、3親等内の親族から購入する住宅
- 板柳町空き店舗利活用補助金の交付を受けた併用住宅

## 3. その他注意事項

- 次のいずれかに該当する場合は、町長がやむを得ないと認める場合を除き、補助金の返還を求めることがあります。
  - ① 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき
  - ② 補助対象住宅を補助金の交付の確定を受けた日から6年未満で貸与し、売却し、又は譲渡したとき
  - ③ 補助金の交付の確定を受けた日から6年未満で補助対象住宅に居住する者の全員が転居又は転出をしたとき

申請方法等、詳しい内容につきましては、板柳町役場企画財政課企画調整係までお問合せ頂きますようお願いいたします。

【お申込み・お問合せ】	板柳町役場 企画財政課 企画調整係 〒038-3692 青森県北津軽郡板柳町大字板柳字土井 239-3 TEL 0172-73-2111（内線 221）
-------------	------------------------------------------------------------------------------------